

充実！ 移住等支援制度

市では、人口減少を最小限に食い止め、地域経済の縮小を克服するとともに、将来を担う子どもたちの未来を創造するため、「田村市地域創生総合戦略」を策定しました。今回は、市外から転入する方を対象にした支援制度を紹介しますので、市外のご親族やご友人にぜひご紹介ください。

◆ふるさと田村Uターン定住化促進事業

田村市出身（40歳以下）の独身女性、起業する方、子ども（15歳以下）がいる世帯に対し、市外からの引っ越し費用を補助します。

- 内容 引っ越し経費（引っ越し業者へ支払う金額）の50%を補助（上限10万円）
- 対象者 市内に住居票を異動し、5年以上田村市に居住することを誓約できる方で、次のいずれかに該当する方。ただし、転勤や学業など一時的な転入者は対象外。
 - ①田村市出身者の40歳以下の者かつ市内に再転入する方で、「起業支援事業」（※1）の対象者
 - ②田村市出身者の40歳以下で、市内に再転入する0歳～15歳の子どもがいる世帯または16歳以上40歳以下の独身女性

※1 起業支援事業…資金借り入れ時の信用保証および利子の一部を補助する制度。起業のためのセミナーも開催。

◆転入者空き家リフォーム補助

市外から移住する方を対象に、空き家バンク物件のリフォーム費用を補助します。条件により、「福島県空き家・ふるさと復興支援事業」（福島県の移住等支援制度）と併せて活用できます。

- 内容 住宅改修費用の20%を補助（上限60万円）
- 対象者 「田村市空き家・空き地情報バンク」（※2）に登録された物件を改修し、市外から転入して5年以上田村市に居住することを誓約できる方。賃貸、購入いずれも対象。

※2 田村市空き家・空き地情報バンク…空き家・空き地の売却・賃貸情報を提供する登録制度。

◆転入子育て世代空き家改修補助事業

市外から転入する子育て世代が空き家バンク物件をリフォームし居住する際に、空き家リフォーム補助に加え、子ども1人につき10万円を追加支援します。

- 内容 住宅改修費用が150万円以上の場合、子ども（15歳以下）の人数×10万円の補助
- 対象者 市内に住居票を異動し、5年以上田村市に居住することを誓約できる方で、0歳から15歳までの子どもを扶養し同居している方。ただし、転勤や学業など一時的な転入者は対象外。

◆転入子育て世代住宅新築補助事業

市外から転入する子育て世代（15歳以下の子どもがいる世帯）が、転入から3年以内に住宅を新築した際、100万円を補助します。

- 内容 取得額が1,000万円以上の新築住宅（建築後1年以内の住宅）に対し、一律100万円を補助（倉庫、車庫、太陽光設備など住宅以外に要する経費については対象外とします。）
- 対象者 市内に住居票を異動し、5年以上田村市に居住することを誓約できる方で、0歳から15歳までの子どもを扶養し同居している方。ただし、転勤や学業など一時的な転入者は対象外。

◆子育て世代実家改修補助事業

子育て世代が、3世代同居を目的に市内の実家をリフォームした場合、子ども1人につき10万円を支給します。

- 内容 住宅改修費用が150万円以上の場合、子ども（15歳以下）の人数×10万円の補助
- 対象者 市内在住で、5年以上田村市に居住することを誓約できる方で、0歳から15歳までの子どもを扶養し、二親等内の直系尊属と同居する方。ただし、転勤や学業など一時的な転入者は対象外。

●問い合わせ 総務部 協働まちづくり課 ☎ 81-2135

福島県の移住等支援制度

◆福島県多世代同居・近居推進事業

- 概要 世代間の支え合いによる子育て環境や高齢者の見守りの充実などを目的に、新たに多世代で同居・近居を始めるために住宅取得等を行う方に対し、補助金を交付します。
- 申請期限 28年8月23日

◆福島県空き家・ふるさと復興支援事業

- 概要 県外からの移住者や被災者・避難者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等に対し、補助金を交付します。
- 申請期限 29年2月17日

●問い合わせ 福島県 県中建設事務所 建築住宅課 ☎ 024-935-1462

老人福祉施設等の利用料金の均一化を検討しました

市では、老人憩の家 針湯荘、老人憩の家 寿楽荘、常葉老人福祉センターおよび船引総合福祉センターの利用料金の均一化について、第三者委員会である「田村市老人福祉施設等利用料平準化検討委員会」で検討を重ねてきました。その検討結果は次のとおりです。

◆基本となる料金の設定基準

利用形態別	年齢別	その他
①1回入浴	①老人 ■65歳以上 ■老人福祉施設であることを考慮し、1回入浴料は100円、1日休憩料は大人料金の半額とする。	①市外料金および身障者割引は設定しない。 ②料理の金額が1人当たり1,000円以下の小宴会の場合は休憩料を徴収する。
②休憩料（入浴込み） ■1日単位を基本とする。 ■利用時間は午前8時30分から午後5時までの範囲とする。 ■正午以降の利用は、料金の減額適用を検討する。	②大人 ■中学生以上 ■星の村ふれあい館、スカイパレスときわの料金を参考に、1回入浴料は300円、1日休憩料は800円とする。	
③団体利用 ■15人以上とする。 ■料金は個人料金の7割とする。	③小人 ■4歳以上 ■料金は大人料金の半額とする。	

◆まとめられた利用形態・年齢別の利用料金

施設	種別	1回入浴			1日休憩		
		老人	大人	小人	老人	大人	小人
老人憩の家 針湯荘	個人	100円	300円	150円	400円	800円	400円
	団体	—	—	—	300円	600円	300円
老人憩の家 寿楽荘	個人	100円	300円	150円	250円	500円	250円
	団体	—	—	—	200円	350円	200円
船引総合福祉センター	個人	100円	300円	150円	400円	800円	400円
	団体	—	—	—	300円	600円	300円
常葉老人福祉センター	個人	100円	300円	150円	250円	500円	250円
	団体	—	—	—	200円	350円	200円

田村市船引総合福祉センター入場料無料招待券交付基準に基づく入場料無料招待券は、低額料金で老人福祉施設等の利用が可能となることから、廃止する。

▶田村市老人福祉施設等利用料平準化検討委員会が管野委員長が老人福祉施設等の利用料金の検討結果を富塚市長に報告（3月16日）



以上の結果を基本として、29年4月からの実施に向けて、今後、条例の改正などを市議会に提案する予定です。ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 保健福祉部 介護福祉課 ☎ 82-1115